

○東京都市町村職員退職手当組合議会の定例回数条例

(昭和40年4月3日
条例第5号)

改正 昭和42年 9月22日 条例第11号

昭和43年 7月29日 条例第 8号

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定により、東京都市町村職員退職手当組合議会の定例回数は毎年2回これを招集する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年9月22日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年7月29日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。